

ASmedia Golf College

誓約書

ご記入日： 年 月 日

アズメディア株式会社 御中

受講生氏名 _____ 印

保証人氏名 _____ 印

私は、ASmedia Golf College（以下、「スクール」という）の受講生として、遵守規則について守ると共に、スクール規約に同意することを誓約致します。

遵守規則

1. 服装及びゴルフ用具について

- ・下記の服装にて、ゴルフレッスンの受講を行うこと。
上....エリ付きのシャツ（半袖、長袖）
下....半ズボンも可（但し、ベルト着用）
女子については、スカート・キュロットも可、但し、スカート丈はあまり短くない長さとする。
- ・手袋やゴルフシューズ、クラブ、キャディーバッグは、自己管理のもとに保管すると共に、絶えず清潔に保ち、汚れたままで放置しない。盗難などについては自己責任とする。

2. ゴルフ及びエチケットマナーについて

- ・受講カリキュラムの遵守を徹底する。独断での行動は一切認めない。
- ・ゴルフコース、クラブハウスへ出入りする際は、あいさつを励行する。
- ・クラブハウスで飲食や休憩を行う時は、他のお客様の迷惑になるような行為は行わない。
- ・ゴルフカートを利用する際は、安全運転に心掛け無謀な運転はしない。
- ・ラウンド中は紳士的にプレーを行い、大声・歓声・悪ふざけなど他のプレイヤーの妨げとなる行為を行わない。
- ・バンカー内の跡は丁寧にならし、ディボットは必ず砂で埋め土をすること。
- ・グリーン上で足を引きずったり、飛び跳ねる等して芝を傷めないように注意すること。
- ・宿泊施設でもゴルフコースと同様に、他の居住者の迷惑となる行為を行わない。
- ・その他、公私問わず節度ある行動をとり、他の受講生の規範となるよう心掛ける。

スクール規約

1. スクールは、受講生が自動車及び自動二輪車を購入する場合、受講生に対し事前に所定の「自動車購入許可申請書」にて申請することを義務づける。
2. スクールは、受講生がゴルフレッスン・ラウンド及び英語研修等を欠席する場合、受講生に対し事前に所定の「欠席届」を提出することを義務づける。但し、怪我や疾病などで自室から動けず欠席する場合、本人からの電話連絡をもってこれにかえることとする。その場合も、後日遅滞なく欠席届を提出するものとする。
3. スクールは、受講生が一時帰国や旅行などで休学する場合、受講生に対し事前に所定の「休学届」を休学開始日の1週間前までに提出することを義務づける。但し、やむを得ない事情とスクールが判断した時はこの限りではない。その場合も、後日遅滞なく休学届を提出するものとする。尚、受講期間の延長は一切しない。
4. スクールは、以下の場合についてのみ、申し込みをした受講期間の延長を（帰国日から再渡航日迄・最長10日間）認める。
■ JGTO クォリファイイングトーナメント・JPGA 資格認定プロテスト 受験の為
5. スクールは、受講生が犬や猫などの動物を無断で飼育することを禁止する。
6. スクール及びスクールで業務に従事する者は、受講生が渡航中及び一時帰国中に生じた事故や怪我・疾病などについて、いかなる保証及び責任を負わない。但し、受講生には海外旅行傷害保険の加入を推奨、OSHIC(Overseas Student Health Insurance)への加入は義務づけ、事故や怪我・疾病になった場合のサポートやアドバイスについては最善を尽くすものとする。
7. スクール及びスクールで業務に従事する者は、受講生が宿泊施設・ゴルフコースなどにおいて、施設本体や備品などを汚損や破損した場合、いかなる保証及び責任を負わない。但し、受講生には海外旅行傷害保険の加入を推奨し、汚損や破損した場合のサポートやアドバイスについて、最善をつくして行うものとする。
8. スクールは、受講契約締結後、受講生又は保証人が自己の都合（疾病・怪我・身内の不幸等）で受講を取り消す場合、下記料率で受講料の総額について、キャンセル料を徴収する。
渡航日の前日を起算日としてさかのぼって
1) 41日目以前.....無料 2) 31日目以前～40日目まで.....10%
3) 30日目以前～30日目まで...20% 4) 渡航開始日の前日～前々日.....30%
5) 渡航開始日当日.....50% 6) 無連絡不参加又は渡航開始後の途中解約...100%
9. スクールは、受領した入学金及び渡航後の受講料の返金は、理由を問わず一切行わない。又、査証申請前に査証申請費用（査証料及び代行手数料）を受領し、受講取り消しの如何を問わず、査証申請をした時点をもって、査証申請費用は一切返金しない。
10. スクールは、悪天候やゴルフ場施設のメンテナンス、その他止むを得ない事情により、レッスン及びラウンドが中止及び内容変更があっても、振替授業や返金等は一切行わない。
11. スクールは、受講生が遵守規定及び本スクール規定を守らず、スクール生として受講に適さないと判断した場合、自室謹慎や受講禁止の処分を課す。更にスクール受講の姿勢が正されない場合、退学を命じることがある。その際も受領した入学金、受講料の返金は行わない。

ASmedia Golf College

誓約書

ご記入日： 年 月 日

アズメディア株式会社 御中

受講生氏名 _____ 印

保証人氏名 _____ 印

私は、ASmedia Golf College（以下、「スクール」という）の受講生として、遵守規則について守ると共に、スクール規約に同意することを誓約致します。

遵守規則

1. 服装及びゴルフ用具について

- ・下記の服装にて、ゴルフレッスンの受講を行うこと。
上....エリ付きのシャツ（半袖、長袖）
下....半ズボンも可（但し、ベルト着用）
女子については、スカート・キュロットも可、但し、スカート丈はあまり短くない長さとする。
- ・手袋やゴルフシューズ、クラブ、キャディーバッグは、自己管理のもとに保管すると共に、絶えず清潔に保ち、汚れたままで放置しない。盗難などについては自己責任とする。

2. ゴルフ及びエチケットマナーについて

- ・受講カリキュラムの遵守を徹底する。独断での行動は一切認めない。
- ・ゴルフコース、クラブハウスへ出入りする際は、あいさつを励行する。
- ・クラブハウスで飲食や休憩を行う時は、他のお客様の迷惑になるような行為は行わない。
- ・ゴルフカートを利用する際は、安全運転に心掛け無謀な運転はしない。
- ・ラウンド中は紳士的にプレーを行い、大声・歓声・悪ふざけなど他のプレイヤーの妨げとなる行為を行わない。
- ・バンカー内の跡は丁寧に直し、ディボットは必ず砂で埋め土をすること。
- ・グリーン上で足を引きずったり、飛び跳ねる等して芝を傷めないように注意すること。
- ・宿泊施設でもゴルフコースと同様に、他の居住者の迷惑となる行為を行わない。
- ・その他、公私問わず節度ある行動をとり、他の受講生の規範となるよう心掛ける。

スクール規約

2. スクールは、受講生が自動車及び自動二輪車を購入する場合、受講生に対し事前に所定の「自動車購入許可申請書」にて申請することを義務づける。
2. スクールは、受講生がゴルフレッスン・ラウンド及び英語研修等を欠席する場合、受講生に対し事前に所定の「欠席届」を提出することを義務づける。但し、怪我や疾病などで自室から動けず欠席する場合、本人からの電話連絡をもってこれにかえることとする。その場合も、後日遅滞なく欠席届を提出するものとする。
3. スクールは、受講生が一時帰国や旅行などで休学する場合、受講生に対し事前に所定の「休学届」を休学開始日の1週間前までに提出することを義務づける。但し、やむを得ない事情とスクールが判断した時はこの限りではない。その場合も、後日遅滞なく休学届を提出するものとする。尚、受講期間の延長は一切しない。
4. スクールは、以下の場合についてのみ、申し込みをした受講期間の延長を（帰国日から再渡航日迄・最長10日間）認める。
■ JGT0 クオリファイイングトーナメント・JPGA 資格認定プロテスト 受験の為
5. スクールは、受講生が犬や猫などの動物を無断で飼育することを禁止する。
6. スクール及びスクールで業務に従事する者は、受講生が渡航中及び一時帰国中に生じた事故や怪我・疾病などについて、いかなる保証及び責任を負わない。但し、受講生には海外旅行傷害保険の加入を推奨、OSHIC(Overseas Student Health Insurance)への加入は義務づけ、事故や怪我・疾病になった場合のサポートやアドバイスについては最善を尽くすものとする。
7. スクール及びスクールで業務に従事する者は、受講生が宿泊施設・ゴルフコースなどにおいて、施設本体や備品などを汚損や破損した場合、いかなる保証及び責任を負わない。但し、受講生には海外旅行傷害保険の加入を推奨し、汚損や破損した場合のサポートやアドバイスについて、最善をつくして行うものとする。
8. スクールは、受講契約締結後、受講生又は保証人が自己の都合（疾病・怪我・身内の不幸等）で受講を取り消す場合、下記料率で受講料の総額について、キャンセル料を徴収する。
渡航日の前日を起算日としてさかのぼって
1) 41日目以前.....無料 2) 31日目以前～40日目まで.....10%
3) 30日目以前～30日目まで...20% 4) 渡航開始日の前日～前々日.....30%
5) 渡航開始日当日.....50% 6) 無連絡不参加又は渡航開始後の途中解約...100%
9. スクールは、受領した入学金及び渡航後の受講料の返金は、理由を問わず一切行わない。又、査証申請前に査証申請費用（査証料及び代行手数料）を受領し、受講取り消しの如何を問わず、査証申請をした時点をもって、査証申請費用は一切返金しない。
10. スクールは、悪天候やゴルフ場施設のメンテナンス、その他止むを得ない事情により、レッスン及びラウンドが中止及び内容変更があっても、振替授業や返金等は一切行わない。
11. スクールは、受講生が遵守規定及び本スクール規定を守らず、スクール生として受講に適さないと判断した場合、自室謹慎や受講禁止の処分を課す。更にスクール受講の姿勢が正されない場合、退学を命じることがある。その際も受領した入学金、受講料の返金は行わない。